

## 分科会における検討（中間報告）（2）

## 分科会における検討（中間報告）（２） 目次

### 〔第１分科会〕

- 刑の全部の執行猶予制度の在り方（中間報告）（２） ..... 1 頁
- 自由刑の在り方（中間報告）（２） ..... 3 頁
- 社会内処遇に必要な期間の確保（中間報告）（２） ..... 4 頁
- 若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実（中間報告）（２） ..... 6 頁

### 〔第２分科会〕

- 宣告猶予制度（中間報告）（２） ..... 8 頁
- 罰金の保護観察付き執行猶予の活用（中間報告）（２） ..... 11 頁
- 若年者に対する新たな処分（中間報告）（２） ..... 13 頁

### 〔第３分科会〕

- 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（中間報告）（２） ..... 17 頁
- 保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措置の導入及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方（中間報告）（２） ..... 20 頁

## 刑の全部の執行猶予制度の在り方（中間報告）（2）

### 第1 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予

#### 考えられる制度の概要

刑の全部の執行猶予の期間中保護観察に付されている場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする。

### 第2 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期

#### 考えられる制度の概要

執行猶予の期間内に更に罪を犯した者に再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる懲役又は禁錮の刑期の上限を2年に引き上げる。

### 第3 執行猶予を取り消すための要件の緩和

#### 考えられる制度の概要

刑の全部の執行猶予の期間内に遵守事項違反があった場合における執行猶予の言渡しの取消しの要件について、「情状が重いとき」（刑法第26条の2第2号）との要件を緩和する。

#### 【検討課題】

- 必要性及び相当性
  - ・ 遵守事項の遵守を促すために、要件を緩和することが必要か。
  - ・ 社会内処遇を打ち切って施設収容することとなる要件を緩和することが相当か。
- どのような要件にするか。
  - A案** 遵守事項違反があった場合、執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。
  - B案** 遵守事項違反があった場合、情状が軽いときを除き、執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。
- 併せて以下の仕組みを設けるか。
  - ・ 保護観察期間を執行猶予期間よりも短期間にし得る仕組み
  - ・ 執行猶予期間中の行状を考慮して早期に保護観察を終了させ得る仕組み
  - ・ 刑期の一部についてのみ執行猶予を取り消し得る仕組み

## 第4 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

## 考えられる制度の概要

- 1 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯した場合において、その罪について刑に処せられたときは、以下の要件の下で、猶予期間経過後であっても、執行猶予の言渡しを取り消して刑を執行することができるものとする。
  - ① 更に犯した罪について猶予の期間内に公訴が提起されたこと
  - ② 執行猶予の言渡しを取り消すべき場合において、検察官の請求が一定の期間内に行われたこと
- 2 1の執行猶予の言渡しの取消しは、猶予の期間内に更に犯した罪について、禁錮以上の刑に処せられたときは必要的なものとし、罰金に処せられたときは裁量的なものとする。

## 【検討課題】

- 猶予の期間を経過したときは刑の言渡しは効力を失うとの規定（刑法第27条）との整合性をどのように考えるか。
- 併せて以下の仕組みを設けるか。
  - ・ 刑の一部の執行猶予（刑法第27条の2）、仮釈放（刑法第28条）の期間内に更に罪を犯した場合、期間経過後であっても同様に刑を執行することができる仕組み
  - ・ 執行猶予を取り消した場合には、経過した猶予期間分を考慮して、刑の一部の執行を免除し得る仕組み

## 第5 資格制限の排除

## 考えられる制度の概要

裁判所が刑の全部の執行猶予判決を宣告する際、刑の言渡しに伴う資格制限を排除する旨を言い渡すことができるものとする。

## 【検討課題】

- 必要性及び相当性
  - ・ 資格制限を排除すべき必要性があるのはどのような場合か。
  - ・ 個々の法律がそれぞれの趣旨・目的に応じて資格の適正を図るために設けている資格制限を裁判所が刑事裁判の中でそれぞれの趣旨等に遡って判断して排除する仕組みとすることは相当か。
  - ・ 行政処分として行われる資格制限について、刑事裁判において裁判所の判断で排除する仕組みとすることは相当か。
- 要件等
  - ・ 排除するか否かの判断基準が明確になるような適切な要件等を設けることができるか。

## 自由刑の在り方（中間報告）（2）

## 考えられる制度の概要

- 懲役刑及び禁錮刑を単一化して新たな自由刑（以下「新自由刑」（仮称）という。）を創設する。
- 新自由刑は、刑事施設に拘置して、作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする。

## 【検討課題】

## 1 新自由刑の内容

- 刑罰の目的との関係
  - ・ 作業及び各種指導を含む矯正に必要な処遇を行うこととすることは、応報、一般予防及び特別予防という刑罰の目的と整合するか。
- 刑の内容
  - ・ 拘禁に加えて、矯正に必要な処遇を刑の内容と考えるか（義務付けを正当化する根拠は何か）。
- 規定の形式
  - ・ 矯正に必要な処遇を義務付ける根拠規定を、刑法に置くか、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に置くか。
  - ・ 刑法第12条第2項及び第13条第2項に当たる条文をどのように規定するか。
- 義務の履行を担保する方策
  - ・ 矯正に必要な処遇を受ける義務の履行を担保する方策として、懲罰を科す不良措置によらずに、良好措置的な制度のみで足りるか。

## 2 新自由刑の下における法定刑等の在り方

- 新自由刑と懲役刑及び禁錮刑との軽重
  - ・ 新自由刑は、懲役刑と軽重に差はなく禁錮刑より重いと考えるか否か。
- 法定刑の上限及び下限
  - ・ 新自由刑の下における法定刑の上限及び下限は、懲役刑・禁錮刑が定められている罪の法定刑の上限及び下限と同じでよいか。

## 3 その他

- 新自由刑の導入前（施行前）にした行為についての新自由刑の言渡し・処遇の時的限界
  - ・ 導入前（施行前）にした行為について新自由刑を言い渡すものとするべきか。
  - ・ 導入前（施行前）に確定した判決による懲役・禁錮受刑者に新自由刑の処遇を行うものとするべきか。

## 社会内処遇に必要な期間の確保（中間報告）（2）

## 考えられる制度の概要

**A案** 仮釈放の期間について、残刑期間によるのではなく、裁判所が改善更生に必要な期間として定めることとし、その間、保護観察に付するものとする。

**B案** 残刑期間が社会内処遇のために最低限必要と考えられる法定期間に満たない場合には、仮釈放の期間を当該法定期間とし、その間、保護観察に付するものとする。

## 【検討課題】

## 1 仮釈放の期間についての考試期間主義

(1) 仮釈放の期間について、残刑期間によるのではなく、裁判所が改善更生に必要な期間として定めることとし、その間、保護観察に付する。(A案)

- 必要性
- 責任主義との関係
  - ・ 行為責任に応じて決定された刑を事後的に変更することは相当ではないのではないか。
- 確定した裁判・刑を変更することの効果、実務への影響
  - ・ 手続の在り方などによっては、一度確定した裁判の蒸し返しのような様相を呈しないか。
- 要件及び期間設定の判断要素等
  - ・ 再犯の危険性の有無や程度を合理的に測定し、それを判断要素等として、社会内処遇の期間を適切に設定することができるか。
  - ・ 刑の一部執行猶予制度の事例集積が十分ではないが、社会内処遇の期間を処遇内容などに応じて適切に設定することができるか。
- 現行の仮釈放制度との関係
  - ・ 現行の仮釈放制度に代わるものとするか、現行の仮釈放制度と並存させるか。

(2) 残刑期間が社会内処遇のために最低限必要と考えられる法定期間に満たない場合には、仮釈放の期間を当該法定期間とし、その間、保護観察に付する。(B案)

- 必要性
- 法定期間の在り方
  - ・ 改善更生や再犯防止の効果が得られ、かつ、受刑者にとって不当に不利益とならない期間はどの程度か。
- 法定期間の保護観察が必要でない又は必要でなくなった場合の措置
  - ・ 法定期間よりも短い仮釈放期間を定めること又は保護観察中に保護

観察を途中で終了することを可能とするか。

## 2 その他

### (1) 現行の仮釈放制度の積極的活用

- 要件の見直しの要否・当否
  - ・ 社会内処遇に必要な期間の確保という観点からの見直しの必要性及び相当性があるか。

### (2) 仮釈放中の保護観察について刑法に規定すること

- 見直しの要否・当否

若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実（中間報告）（2）

### 第1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実

#### 考えられる施策の概要

若年受刑者の改善更生のため，刑事施設において，次のように少年院の知見・施設を活用して，若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図る。

- ① 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
- ② 特に手厚い処遇が必要な者について，少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し，社会生活に必要な生活習慣，生活技術，対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

### 第2 若年受刑者に対する処遇調査の充実

#### 考えられる施策・制度の概要

- 1 個人の特性に応じた適切な処遇を選択するため，若年受刑者に対する処遇調査の充実を図る。
- 2 若年受刑者に対する処遇調査において少年鑑別所の鑑別機能を活用するため，鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を引き上げる。

#### 【検討課題】

##### 1 処遇調査の充実

- 処遇調査の充実を図るための具体的内容
  - ・ 刑執行開始時に行う精密な処遇調査の対象者を拡大する。
  - ・ 精密な処遇調査の実施要領を見直すなど，調査内容を充実させる。
- 法整備の要否

##### 2 少年鑑別所の鑑別機能の活用

- 鑑別の対象とする受刑者の年齢の上限
  - ・ 現行の少年院における収容継続が可能な年齢（23歳・26歳）や刑事施設における「Y指標」指定の年齢（26歳）を参考とすべきか。

### 第3 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等

#### 考えられる制度の概要

- 1 若年受刑者に対する処遇原則に関する明文規定を設ける。
- 2 受刑者に対する社会復帰支援を刑事施設の長の責務として行う旨の明文規定を設ける。



**【検討課題】**

- 若年受刑者に対する処遇原則の内容
  - ・ 若年受刑者は可塑性に富む場合があり，適切な処遇を行うことにより高い処遇効果を期待できること。
  - ・ 若年受刑者の処遇においては，その者の問題性を的確に把握することが必要であること。
  - ・ 若年受刑者の処遇は，その者の年齢，性格，心身の状況，家庭環境等の個別の事情を踏まえた手法及び内容とすること。
- 社会復帰支援の規定の内容
  - ・ 刑事施設の長は，受刑者の円滑な社会復帰を図るため，出所後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては，その意向を尊重しつつ，社会復帰支援を行うこと。

## 宣告猶予制度（中間報告）（2）

## 考えられる制度の概要

- 1 裁判所は、一定の比較的軽微な事案について、審理の結果、有罪であると認めた場合において、相当と認めるときは、量刑を行った上で、判決の宣告を一定の期間猶予することができるものとする。
- 2 判決の宣告を猶予された者について、一定の事由があるときは、宣告猶予の裁判を取り消して、判決を宣告するものとする。
- 3 判決の宣告を猶予された者が、その宣告を受けることなく、猶予の期間を経過したときは、免訴の言渡しが確定したものとみなす。

## 【検討課題】

## 1 対象となる事案の範囲

- 起訴猶予相当の事案を含むか。
  - ・ 社会内処遇を行うために公訴を提起する仕組みは、現行の公訴提起の在り方と整合するか。
  - ・ 起訴猶予相当の事案を起訴することによって、被告人に手続上の負担及び社会的な不利益を負わせることが相当か。
- 罰金相当の事案を含むか。
- 単純執行猶予相当の事案（初犯の薬物事案を含む）を含むか。
  - ・ 執行猶予とは別に設ける必要があるか。
  - ・ 執行猶予との使い分けはどのように行うべきか。
  - ・ 猶予期間の経過により免訴の言渡しを確定したものとみなして刑事手続を打ち切るような事案として適切か。
  - ・ 社会的評価の変化や法定刑の引下げがないのに初犯の薬物事案を宣告猶予の対象とすることは相当か。
- 若年者を対象とするか、年齢による限定をしないこととするか。
- 軽微な犯罪を繰り返す高齢の累犯者を対象とし、施設内処遇を回避する方策として用いるか。
  - ・ 施設内処遇よりも充実した処遇に資するか。
  - ・ 累犯者を宣告猶予の対象とすることが刑罰の在り方として適切か。
  - ・ 累犯者を福祉的支援につなげるために宣告猶予の対象とすることが相当か。

## 2 具体的な制度の在り方

## (1) 宣告を猶予する要件

- 前科の有無等
  - ・ 相応の刑事責任を負うべき再犯者を犯罪後の行状次第で刑に処さないとするのは、刑罰の在り方として適切か。
- 罪名、言渡し刑の範囲等

- ・ 比較的軽微な事案（猶予期間の経過により免訴の言渡しが確定したものとみなして刑事手続を打ち切るような事案）の範囲をどのように画するか。
  - 実質的要件
    - ・ 相当性の考慮事項としてどのようなものが考えられるか（犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等）。
    - ・ 初度の執行猶予の要件（「情状により」）との違いを設けるか、どのように使い分けることとするか。
- (2) 判決の宣告を猶予する場合に、その判決における刑に執行猶予を付することができることとするか。
- A案** 刑の執行を猶予することはできない旨の規定を設ける。
- B案** 上記のような規定を設けない。
- (3) 宣告を猶予し得ることとする期間
- 期間
    - ・ 言渡し刑の範囲、処遇効果、被告人の手続的負担、迅速な裁判の要請等を考慮し、どのような期間とすべきか。
- (4) 宣告を猶予する際の手続
- 検察官及び被告人の同意の要否等
    - ・ 宣告猶予の裁判前に同意又は異議のないことをあらかじめ確認するものとするか、宣告猶予の裁判に対して異議申立てがあったときは通常の手続に戻るものとするか。
- (5) 宣告猶予期間中の保護観察を必要的なものとするか。
- A案** 必要的なものとする。
- ・ 改善更生を図る制度である以上、保護観察という処遇を必要的なものとするべきである。
- B案** 裁量的なものとする。
- ・ 刑が言い渡される可能性があるという心理的強制力を働かせることにより再犯防止を図れば処遇は要しないという事案も想定されるので、裁量的なものとするべきである。
- (6) どのような場合に宣告猶予を取り消して判決を言い渡すこととするか。
- 再犯をしたときのほか、保護観察の遵守事項を遵守せずその情状が重いときに宣告猶予を取り消すものとするか。
  - 宣告猶予の取消しを必要的なものとするか、裁量的なものとするか(裁量的なものとする場合にはどのような要件・基準を設けるか)。

(7) 宣告猶予を取り消して判決を言い渡す際の手続

(8) 不服申立ての在り方

- 宣告猶予の裁判に対する不服申立て及び宣告猶予取消し後の裁判に対する不服申立て
  - ・ どの裁判に対してどの段階で不服申立ての機会を設けるべきか。
  - ・ 不服申立ての手続や効果をどのようなものとするか。

(9) その他

- 少年鑑別所や家庭裁判所調査官の活用の要否，活用場面

3 制度の必要性及び相当性

- 起訴猶予制度及び執行猶予制度が活用されているところ，これらに加えて宣告猶予制度を設ける必要性があるか，起訴猶予や執行猶予と使い分けが可能か。
- 免訴の言渡しが確定したものとみなすこととなり得るような軽微な事案について，社会内処遇を行うために公訴を提起し，被告人の負担を負わせることは相当か。また，そのような軽微な事案が犯罪後の行状次第で刑に処されることとなるのは，行為責任に応じた量刑という考え方に照らして相当か。

4 その他の制度設計

- 簡略な手続によって保護観察に付する仕組みとして，以下のような制度を設ける必要性及び相当性はあるか。
  - ・ 公訴取消しの可能性を付記した上で起訴し，即決裁判類似の手続により，有罪認定を行って，保護観察に付し，保護観察期間中の行状に問題がなければ検察官が公訴を取り消し，問題があれば通常の公判手続に移行する。
  - ・ 18歳及び19歳を対象として家庭裁判所に起訴し，有罪を宣告した上で社会調査を実施して保護観察に付し，一定期間中の行状に問題がなければ免訴の言渡しが確定したものとみなし，問題があれば刑を言い渡す。

## 罰金の保護観察付き執行猶予の活用（中間報告）（2）

## 考えられる施策・制度の概要

罰金刑が相当である事案のうち、保護観察付き執行猶予の活用に適する事案について、その活用を図る。

## 【検討課題】

## 1 活用に適する事案・対象者

- 保護観察が有効に機能すると判断する要素は次のようなことか。
  - ・ 罰金額が相応に高額で、執行猶予の取消しを免れようとする心理的強制力が相応に働くこと。
  - ・ 保護観察に付することに、改善更生のための処遇手段としての意義が認められること。
- 保護観察付き執行猶予が相当でないと判断する要素は次のようなことか。
  - ・ 改善更生の意欲が喚起される可能性の乏しいこと。
  - ・ 大量かつ画一的な処理が求められる事案であること。

## 2 活用に適する事案・対象者の判断方法

- 判断資料の在り方
  - ・ 自由刑の執行猶予に保護観察を付する事案と比較して特別な判断資料を要するか。
- 保護観察所の調査機能の活用
  - ・ 保護観察所が調査を実施する前提として、どのような資料・情報が必要か。
  - ・ 調査の一環として保護観察官が対象者と面接をすることに、必要性及び相当性があるか。
  - ・ 保護観察所から聴取した意見をどのように活用するか。
- 少年鑑別所の鑑別機能の活用
  - ・ どのような事案・対象者、事項について、少年鑑別所の鑑別機能を活用するか。
- 面接等に関する説明の在り方及び供述の取扱い
  - ・ 保護観察官や少年鑑別所職員が、捜査期間中に、対象者の面接を行う場合、対象者に対して、どのような説明を行うこととすべきか。
  - ・ 面接時における対象者の供述について、どのような性質の資料として取り扱うこととすべきか。

### 3 活用するための課題

- 略式手続を経る場合
  - ・ 略式手続において活用を図るために、判断資料の提出や科刑意見の在り方等をどのように工夫すればよいか。
  - ・ 検察官が、保護観察の必要性・有用性について被疑者に説明する場合、その時期は、処分前のいかなる時点が適切か。
  - ・ 検察官が、略式手続によることについて被疑者に異議がないことを確かめる際に、保護観察付き執行猶予となる可能性があることを告知することは必要か。
- 公判手続を経る場合
  - ・ 公判手続において活用を図るために、判断資料の提出や求刑の在り方等をどのように工夫すればよいか。
  - ・ 公判手続による負担をできるだけ回避するためにどのような方策が考えられるか。
- 保護観察の適切な期間の在り方
  - ・ 保護観察の期間を定めるに当たって、罰金額や対象者の改善更生に向けた意欲の持続性をどのように考慮するか。
- 良好措置の在り方
  - ・ どのような良好措置が有効か。

### 4 活用するための法改正の要否・内容

## 若年者に対する新たな処分（中間報告）（2）

## 考えられる制度の概要

## 1 概要

## (1) 趣旨・目的

- 少年法における「少年」の上限年齢が引き下げられ、18歳及び19歳の者が保護処分の対象から外れることとなった場合、比較的軽微な罪を犯した18歳及び19歳の者に対し、改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能にするという目的で「若年者に対する新たな処分」（以下「本処分」という。）を行う制度を設ける。
- 本処分は、対象者が罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度で、かつ、対象者の改善更生を目的として、要保護性に応じて行うものとする。

## (2) 対象者

- 比較的軽微な罪を犯し、検察官において訴追を必要としないと判断した18歳及び19歳の者を対象者とする。

## 2 処分の内容等

## (1) 保護観察処分

- 保護観察処分を設けるものとする。
- 保護観察処分に付された者に対しては、保護観察処分少年に対する保護観察と同様の保護観察を行うものとする。
- 保護観察所長は、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

## (2) 不処分

- 本処分に付することができず、又は本処分に付する必要がないときは、不処分としなければならないものとする。

## 3 手続

- 検察官が訴追を必要としないため公訴を提起しないとの判断を示した者について、その全てを本処分の手続の対象とする。
- 家庭裁判所は、少年保護事件における家庭裁判所調査官による調査と同様の調査等によって要保護性の判断に必要な資料を収集する。
- 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができることとする。また、家庭裁判所は、検証、押収又は搜索をすることができることとする。
- 家庭裁判所は、少年審判と類似の非公開の審判を経て処分を行うか否か等の判断を行う。
- その他必要な手続を整備する。

## 【検討課題】

## 1 概要

- 20歳以上の者も対象とするか。
  - ・ 現行法の下において保護処分の対象となっていない20歳以上の者を本処分の対象とすることについての必要性及び相当性があるか。

## 2 処分の内容等

## (1) 施設収容処分

- 必要性及び相当性
  - ・ 比較的軽微な罪を犯し、訴追の必要がないと判断された者に対する処分として施設収容処分を設けることについての必要性及び相当性があるか。
- 収容期間
  - ・ 処遇効果を上げるために必要な収容期間はどの程度か。
  - ・ 比較的軽微な罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度内の処分として正当化される収容期間はどの程度か。
- 収容場所として、どのような施設がふさわしいか。
- 被収容者に対してどのような処遇を行うか。

## (2) 保護観察処分

- 以下の要件を満たすときに保護観察処分を行うものとするか。
  - ・ 審判条件があること。
  - ・ 犯罪事実が認められること。
  - ・ 要保護性が認められること。
  - ・ 保護観察処分に付することが相当と認められること。
- 保護観察の期間をどの程度とし、どのように定めることとするか。
  - ・ 期間及びその定め方
    - A案** 保護観察期間を法定する。
      - A-1** 「1年」とする。
      - A-2** 「2年」とする。
    - B案** 法律上は上限を定め、個々の事案ごとに家庭裁判所が保護観察期間を定めるものとする。
      - B-1** 「1年以下」とする。
      - B-2** 「2年以下」とする。
  - ・ 法益を侵害したことに対して非難可能な限度で正当化される期間を、個々の事案において適切に定めることができるか。
- 対象者が保護観察の遵守事項に違反したときにとり得る措置
  - ・ 以下の措置をとることができるものとするか。
    - ① 施設に収容して処遇を行うこと。



- ② 保護観察の見直しのために少年鑑別所で調査（在宅・収容）を行うこと。
- ・ その他

### 3 手続

#### (1) 対象及び判断主体

- 家庭裁判所が刑事処分相当を理由として検察官に送致する仕組みを設けるか。
- 刑事裁判所が本処分相当を理由として家庭裁判所に移送する仕組みを設けるか。
  - ・ この仕組みを設けることは、本処分と刑事処分との関係と整合するか。

#### (2) 少年鑑別所の鑑別

- 在宅による鑑別
  - ・ 在宅による鑑別を行うことができることとするか。
- 施設収容する鑑別（観護措置）
  - ・ 施設収容して行う鑑別（観護措置）を設けるか。同措置の目的をどのように考えるか、その必要性及び相当性があるか。また、これを設ける場合、収容期間、手続、不服申立てをどのようなものとするか。

#### (3) その他

- 手続の開始
  - ・ どのような場合に家庭裁判所の手続が開始されることとするか。
- 調査又は審判への呼出しに応じない者に対する措置
  - ・ 家庭裁判所が呼出状又は同行状を発することができることとするか。
- 検察官又は弁護士等の関与
  - ・ 検察官関与制度を設けるか。
  - ・ 弁護士等の関与の制度を設けるか。
- 本人等による記録・証拠物の閲覧・謄写
  - ・ 本人等による記録及び証拠物の閲覧・謄写の要件、対象及び手続をどのようなものとするか。
- 犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度
  - ・ 被害者等による記録の閲覧・謄写の制度を設けるか。
  - ・ 被害者等の申出による意見の聴取の制度を設けるか。
  - ・ 被害者等による審判の傍聴の制度を設けるか。
  - ・ 被害者等に対する説明の制度を設けるか。

- ・ 被害者等に対する通知の制度を設けるか。
- 審判不開始
- 審判の方式
  - ・ 供述を強いられることはないこと及び審判事由を告げ，陳述の機会を与える等の手続について，どのように規定するか。
  - ・ その他に審判の方式として法定すべきものはあるか。
- 没取
  - ・ 没取に相当する処分を行うことができることとするか。
- 不服申立て
  - ・ 不服申立てを行うことができる者，理由，手続等をどのようなものとするか。
- 本処分の効力
  - ・ 本処分に保護処分と同様の効力を与えることとするか。
- 処分間の調整
  - ・ 本処分と刑事処分，本処分と保護処分，本処分と本処分とが競合等する場合における調整等をどのようなものとするか。
- 処分の取消し
  - ・ 本処分を取り消す制度を設けるか。その趣旨・目的，要件，対象，手続等をどのようなものとするか。
- その他

## 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（中間報告）（2）

## 第1 検察官が働き掛けを行う制度の導入

## 考えられる制度の概要

- 改善更生のために社会内における働き掛けが必要な被疑者について，犯罪事実が認められる場合に，検察官が，一定の守るべき事項を設定した上で，一定期間，保護観察官が指導・監督を行う制度を設ける。
- 対象とする被疑者の選定及び守るべき事項の設定は，必要に応じて，少年鑑別所の調査機能を活用することとする。

## 【検討課題】

## 1 制度の必要性及び相当性

- 必要性
  - ・ 起訴に伴う負担を回避して早期の社会復帰を実現しつつ，確実な更生を担保するという趣旨から，この制度を設ける必要性があるか。
- 相当性
  - ・ 裁判所による犯罪事実の認定を経ていないのに検察官が守るべき事項を設定し，一定の処遇を行うこととするのは相当か。

## 2 対象者等

- 想定される対象者や事案
  - ・ 起訴相当の事案の被疑者に限定するか，起訴相当と起訴猶予相当かを区別せず，再犯防止のために働き掛けが必要な事案の被疑者を対象とするか。

## 3 制度の枠組等

## (1) 守るべき事項の設定

- 内容
  - ・ 守るべき事項として，対象者が再犯に及ばずに健全な社会生活を送るために一般的に遵守すべき事項や，犯行の背景となっている特性や問題性を改善するために対象者が履行すべき事項を設定することとするか。
- 対象者の選定や守るべき事項の設定のための調査
  - ・ 少年鑑別所等による調査結果を公判で証拠として用いることに制限を設ける必要性・相当性があるか。
- 手続
  - ・ どのような手続で設定することとするか。
  - ・ 被疑者の同意を必要とするか（必要とする場合，その根拠は何か。）。

- ・ 検察官以外の機関の関与を必要的とするか。
- ・ 弁護士（弁護士）の関与を必要的とするか。
- 不服申立て
  - A案 不服申立て制度を設ける。
    - ・ 不服申立て先をどこにするか。裁判所とする場合、裁判所が検察官の訴追裁量について判断することとするのは相当か。
    - ・ 不服申立ての理由・対象は何か。
    - ・ 被疑者の同意を要することとした場合に、不服申立て制度を併せて設ける必要があるか。
  - B案 不服申立て制度を設けない。
- 設定すべき守るべき事項の内容の基準の要否
  - ・ 基準を法定することとするか、法定はせずに運用指針等によって定めることとするか。

## (2) 指導・監督

- 指導・監督の方法
  - ・ 保護観察官がどのように指導・監督を行うものとするか。
- 期間
  - ・ 改善更生のためにどの程度の期間とする必要があるか。そのような期間が対象者の負担の観点から、相当か。
  - A案 6月から1年程度の期間とする。
  - B案 6月より短い期間とする。

## (3) その他

- 期間の満了の効果
  - ・ 公訴提起を禁止することとすべきか。
- 守るべき事項に違反した場合の対応
  - ・ 起訴することのほか、守るべき事項の変更や期間延長等の措置を設けるか。

## 4 少年鑑別所の調査機能の活用の在り方

- 調査の方法及び内容
- 調査の時期

## 第2 起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備 考えられる制度の概要

- 1 対象者の円滑な社会復帰を図るため、更生緊急保護の事前調整について  
明文規定を整備するとともに、勾留中・起訴猶予処分前から更生緊急保護

を行うことができるものとするなどして、更生緊急保護の対象範囲を拡大する。

2 検察官の被疑者に対する訓戒等について明示的規定を設ける。

### 【検討課題】

#### 1 更生緊急保護の対象範囲の拡大等

##### (1) 更生緊急保護の事前調整についての明文規定の整備

- 必要性
  - ・ 運用上行われている事前調整の要件及び手続等を定めることにより、より円滑かつ効果的な更生緊急保護の実施に資するため、規定を整備する必要性があるか。
- 要件，手続等

##### (2) 勾留中・起訴猶予処分前の者への対象範囲の拡大

- 必要性
  - ・ 勾留中・起訴猶予処分前から就労支援や生活環境の調整等を行うことにより、円滑な社会復帰を図るため、対象を拡大する必要性があるか。
- 現行法の趣旨との整合性
  - ・ 更生緊急保護の対象が釈放後・起訴猶予処分後に限定されている趣旨と整合するか。
- 要件，手続等

#### 2 検察官による訓戒等の規定の整備

- 必要性及び相当性
  - ・ 検察官の再犯防止に向けた意識を涵養・継続するとともに、関係機関との連携を円滑化するため、規定を整備する必要性及び相当性があるか。
- 内容
  - ・ 検察官による訓戒，関係機関に対する協力依頼など，具体的にどのような内容の規定とするか。

保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措置の導入  
及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方（中間報告）（2）

第1 特別遵守事項の種類の追加

考えられる施策・制度の概要

保護観察対象者の改善更生を促進するため，特別遵守事項の種類として以下の内容を追加する。

- 1 自助グループが実施するミーティング，更生保護施設が実施するプログラムその他の民間支援団体等が実施する改善更生に資する援助（法務大臣が定める基準に適合するものに限る。）を受けること。
- 2 更生保護施設に宿泊すること及び当該施設から一定の時間帯は外出をしないこと。

【検討課題】

1 民間施設が実施するミーティングへの参加やプログラム等の受講

- 必要性及び相当性
- 対象者
  - ・ 新設する特別遵守事項の設定は，保護観察対象者全般を対象とするか，特定の保護観察対象者に限定するか。
- 法務大臣が定める基準の在り方
  - ・ 民間施設が行うミーティングやプログラム等について，法務大臣が水準を確保するために定める基準はどうあるべきか（内容が明確かつ効果的であること，履行状況の確認が可能であること等）。

2 更生保護施設への宿泊義務付け及び当該施設からの外出禁止

(1) 更生保護施設への宿泊義務付け

- 次のような要件・基準とすべきか。
  - ・ 保護観察付全部猶予者について，遵守事項違反があり，執行猶予の取消しの申出をすることもあり得るが，保護観察を継続することができる可能性もある場合において，一定期間，問題のある環境から遮断しつつ濃密な処遇を行う必要があるとき。
  - ・ 仮釈放者について，刑事施設から社会内への円滑な移行のために，段階的な処遇を行う必要があるとき。
- 法整備の要否
  - ・ 更生保護施設への宿泊の義務付けについて，現行の更生保護法第51条第2項第5号で設定可能か（更生保護施設で指導監督を行う体制が整備できれば同号で設定可能か。）。

(2) 宿泊を義務付けられた更生保護施設からの外出禁止

- 次のような要件・基準とすべきか。

- ・ 遵守事項違反があり,更生保護施設への宿泊が義務付けられた後,夜間に同施設の門限を守らず外出し,問題性のある者と接触するなどしているため,再犯のおそれが高まっているとき。
- 法整備の要否,内容
  - ・ 宿泊を義務付けられた施設からの外出禁止については,現行の更生保護法第51条第2項第1号で設定可能か。
  - ・ 外出の許可主体や禁止すべき時間帯等を明示すべきか。

## 第2 犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実等

### 考えられる施策・制度の概要

- 1 刑の執行の初期段階において,犯罪被害者等から心情等を聴取し,伝達すべきものについては加害者に伝達するとともに,聴取した心情等を踏まえた矯正処遇を行い,その処遇状況・結果を踏まえた仮釈放審理等を行うこととする。
- 2 保護観察における指導に,より犯罪被害者等の視点を加える。

### 【検討課題】

#### 1 刑の執行初期段階における犯罪被害者等の心情等伝達制度

- 対象とする事案
  - ・ 必要性・相当性の観点から対象とする事案の要件を設けるか,設ける場合,どのようなものとするか。
- 意見・心情等の聴取を担当する機関
- 聴取の手続
  - ・ どのような場合に聴取するものとするべきか。
  - ・ どのような方法・場所で聴取するものとするべきか。
- 聴取した意見・心情等の処遇への活用方法
  - ・ 矯正処遇へのいかし方(「被害者の視点を取り入れた教育」等)
  - ・ 仮釈放等審理へのいかし方
  - ・ 仮釈放等の後の保護観察へのいかし方
  - ・ 上記結果について聴取した被害者等への通知の要否や方法
- 矯正段階における損害賠償債務についての把握の在り方
- 現行法上の被害者等の意見等の聴取制度(更生保護法第38条)や心情等伝達制度(同法第65条)との関係

#### 2 より犯罪被害者等の視点に立った指導

##### (1) 損害賠償を促すための措置

- 特別遵守事項又は生活行動指針による義務付けの必要性及び相当性
- 法整備の要否

(2) 被害者等の状況を理解してそれを踏まえて行動することを促すための指導

- 指導内容
- 対象者
- 特別遵守事項又は生活行動指針による義務付けの必要性及び相当性
- 法整備の要否
  - ・ 保護観察官が処遇を行うに当たっての考慮要素の一つとして、被害者等の状況を追加すべきか。

(3) 接触禁止等の特別遵守事項の拡大

- 拡大の必要性及び相当性
  - ・ 被害者への接触禁止や立入禁止について、現行法上設定することができる特別遵守事項よりも、拡大すべきものはあるか。
- 法整備の要否

第3 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等

考えられる施策・制度の概要

1 【保護観察の仮解除】

- (1) 保護観察所の長が、保護観察付執行猶予者について、一定の要件があるときは、保護観察を仮に解除することができるものとする。
- (2) 仮解除の要件・基準を具体的かつ明確なものとする。
- (3) 保護観察所の長は、保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、一定の要件があるときは、仮解除の処分を取り消さなければならないものとする。

2 【刑の執行猶予中の保護観察の解除】

刑の執行猶予中の保護観察について解除することができるものとする。

【検討課題】

1 仮解除の活用促進

- 必要性
  - ・ 改善更生に向けた意欲を高めるため、仮解除の活用を促進するとともに、改善更生の意欲を損なわないように、適時に仮解除を行うことを可能にするため、仮解除の主体を変更する必要があるか。
- 要件・基準の在り方
  - ・ 客観的かつ適正な判断を確保するための具体的かつ明確な基準はどのようなものであるべきか。
  - ・ 遵守事項及び生活行動指針の遵守が仮解除の要件であることを明示



すべきか。

- 仮解除の手續
  - ・ 判断主体の変更に伴って変更すべき点はあるか。

## 2 刑の執行猶予中の保護観察を解除できる制度の導入

- 必要性
  - ・ (仮解除に加えて) 解除の仕組みが必要となるような事案はあるか。
- 相当性
  - ・ 裁判の内容を事後的に変更する相当性があるか。
- 判断主体
  - ・ 判断は地方更生保護委員会が行うべきか, 裁判所が行うべきか。
- 解除の要件及び手續
- 解除の効果

## 第4 外部通勤作業や外出・外泊の活用等

### 考えられる施策・制度の概要

刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図り, 社会復帰を促進するため

- ① 外部通勤作業や外出・外泊をより活用する。
- ② 刑事施設内における開放的処遇を拡大する。
- ③ 仮釈放後に段階的な処遇を実施する。

### 【検討課題】

#### 1 ①外部通勤作業, 外出・外泊の活用

- 外部通勤作業, 外出・外泊をより活用するための方策
  - ・ 刑事施設と保護観察所との連携を強化し, 更生保護施設等を活用するとともに, 外部通勤作業としての就労環境を整備することとすべきか。
- 更生保護施設等が外部通勤作業, 外出・外泊を受け入れた際の実施
  - ・ 取組(処遇)等の具体的な内容をどのようなものとするか。
  - ・ 当該処遇等を更生保護事業に位置付けることが適当か。
- 法整備の要否

#### 2 ②刑事施設内の開放的な処遇の拡大

- 趣旨・目的
- 具体的内容
- 対象とする受刑者, 要件, 決定手續

### 3 ③仮釈放後の段階的な処遇の実施

- 趣旨・目的
- 更生保護施設への宿泊を伴う段階的な処遇の活用の可否
  - ・ 特別遵守事項として更生保護施設への宿泊を義務付けることができるようにした上で（「第1」参照）、これを活用すべきか。
- 宿泊を伴う処遇後の指導の在り方
  - ・ 特別遵守事項として更生保護施設が行う処遇プログラム等の受講を義務付けることができるようにした上で（「第1」参照）、これを活用すべきか。
- 法整備の要否

## 第5 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用の在り方等

### 考えられる施策・制度の概要

- 1 保護観察の処遇方針の策定等のため、少年鑑別所への通所による調査をより活用する。
- 2 保護観察の遵守事項違反があった場合に、執行猶予の取消しの申出をするか、新たな特別遵守事項を定めるなどして保護観察を継続するかを判断するため、少年鑑別所への収容を伴う集中的な調査を行う制度を設ける。

### 【検討課題】

#### 1 少年鑑別所への通所による調査

- 必要性
  - ・ 保護観察を行うために必要な情報を得て、処遇の充実を図るため、少年鑑別所において行われる調査を活用する必要性があるか。
- 調査の時期
  - ・ 以下のような場合に調査を行うこととするか。
    - ① 保護観察導入期におけるアセスメントとして行うとき。
    - ② 処遇方針等を策定するために調査として行うとき。
    - ③ 保護観察開始後、処遇の経過に応じて調査として行うとき。
- 調査の内容
- 対象者
  - ・ 若年者に限るか否か。
  - ・ 保護観察付全部猶予者を対象とした上で、保護観察付一部猶予者や仮釈放者等も対象とすべきか。
- 手続

#### 2 少年鑑別所への収容を伴う集中的な調査

- 必要性

- ・ 保護観察所の長が、執行猶予の取消しの申出をするか、新たな特別遵守事項を定めるなどして保護観察を継続するかを判断することを目的として、収容して集中的な調査を行うことを可能にするため、この制度を設ける必要があるか。
- 調査の内容
- 対象者
  - ・ 若年者に限るか否か。
  - ・ 保護観察付執行猶予者のほか、仮釈放者等についても対象とすべきか。
- 要件
  - ・ 遵守事項違反があり、執行猶予の取消し申出をするか否かの判断をするため必要があるときとするか。
- 期間
- 手続その他
  - ・ 現行の留置制度（更生保護法第80条）と組み合わせた制度とすべきか、別の新たな制度を設けるべきか。

## 第6 更生保護事業の体系の見直し

### 考えられる施策・制度の概要

更生保護施設が行う専門的な処遇等を更生保護事業として明文で定める。

#### 【検討課題】

##### 1 必要性

- 処遇水準を確保するとともに、更生保護施設による専門的な処遇等の実施を促進するため、更生保護施設に入所させて行う専門的処遇及び更生保護施設への通所形式による処遇を更生保護事業として明文で定める必要性があるか。

##### 2 参入要件・監督の在り方

- 事業として認める場合の要件
  - ・ 許認可にするか、届出又は登録とするか。
  - ・ 許認可とする場合の判断主体や届出とする場合の届出先をどうすべきか。
- 事業に対する監督の内容
  - ・ 現行法から変更する必要はあるか。

##### 3 その他

- 自立準備ホームの事業としての位置付け
  - ・ 更生保護事業として位置付ける必要性及び相当性はあるか。